質問第十五号

國家公務員に対する配給に関する質問主意書

右の質問主意書を國会法第七十四條によつて提出する。

昭和二十三年一月二十七日

小川友三

参議院議長　松平恒雄殿

昭和廿参年壱月廿拾日

國家公務員に対する配給に関する質問主意書

一、國家公務員に関し労相は百方努力されておるが、不公平なる取扱いがあるが訂正し救助すべきである。

鉄道の機関庫の公務員は作業着を配給するが、これ以上に必要なる列車内の荷あつかい者は各駅々にて重量の荷物を前身をスリヘラシて作業しておる、キタナイ荷物を取扱うに一日に数十回の駅にて数千箇の荷物を扱い、服はボロ〳〵で私服又は官服で氣の毒なる民族の代表的存在であるが、この人々に社会党首班内閣は特に氣を附けて配給に作業着を送るべきであるが、政府の所見を問う。

右質問に対し速かなる答弁を要求する。